

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。
なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年七月十二日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画

当該事項を定める土地の区域

東京都千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内

二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）、千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）、中央区都市整備部都市計画課（中央区役所本庁舎五階）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目及び日本橋小網町各地内

二 縦覧場所 中央区都市整備部都市計画課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部都市計画課